

第 8 4 号議案

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
足立区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年足立区条例第 4
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1 5 歳」を「1 8 歳」に改め、同条第 3 項中「前項
第 1 号又は第 3 号」の次に「（足立区子どもの医療費の助成に関する条
例施行規則（平成 5 年足立区規則第 4 2 号）第 2 条の 2 第 3 号に該当す
る場合を除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施
行する。

（準備行為）

- 2 改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定に基づ
く医療証の交付その他子どもに係る医療費の助成を行うために必要
な行為については、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

助成対象を拡大する必要があるので、この条例案を提出いたします。